

2024年11月25日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪労連・大阪市地区協

議 長 鶴見 朝子

大阪市北区錦町2-2 国労会館 3階

電話 6351-9954

FAX 6351-9956

地区協議会
鶴見 朝子
国労会館 3階

2025年度大阪市予算に対する 要 望 書

このたび、私たち大阪労連・大阪市地区協議会は「2025年度大阪市予算に対する要望書」をまとめましたので提出します。

物価の高騰、厳しい市民生活の中で、市のこれまでの予算のあり方を大幅に見直すことが必要です。この中に記された項目は、どれもが大阪市内で働く労働者、そして市民にとって切実な要求であり、憲法に保障された国民の様々な権利を追求する上で、地方公共団体である大阪市に対する、当然の要求であります。

私たちは、大阪市が、世界に誇る日本国憲法を遵守し、また、地方自治法に則って、住民の福祉の増進を図ることを基本として、本来の自主性を発揮し、総合的に役割を果たされるよう、強く要望するものです。

よって、大阪市内で働く労働者・市民への誠実な回答として、この要望書に対する回答を行われるよう求めるとともに、早期に話し合いの場を設定することを要求するものです。昨年、いくつかの項目で無回答のものがありませんでした。回答できない場合はその理由を明らかにして下さい。

1. 大阪市は政令市の権限と予算で市民サービスの向上を

(1) 大阪市の独自の解釈で大阪府市が積極的な制度の活用と認識し、大阪府市一体化条例・規則を施行しました。しかしこれは大阪市民の意思と相反するものです。大阪市民の意思に誠意をもって対応し、府市一体化条例・規約の廃止をすること。

2. I Rの誘致について

(1) カジノについてもオンラインなど、新しい形態が拡大されているにもかかわらず、コロナ禍前と同じことを想定しており、さらに矛盾が拡大している。そのことも踏まえカジノ誘致計画は直ちに中止すること。

(2) 世界的にカジノによるギャンブル依存症について報告が出されている。現在の大阪での依存症の現状について明らかにすること。また、将来において予測される「ギャンブル依存症」に関するリスクの予測と対策について予算を含めどう対策しようと考えられているのか

3. あらゆる災害に強い安心・安全の大阪市を作るために

日本で最も危険な断層と以前から指摘されている上町活断層に新しい活断層が発見されている。都市部での災害における減災・防災対策の喫緊の課題を市民に明らかにするとともに早急に対策を強化することが必要である。

(1) 南海トラフやSランクに認定されている上町断層による地震に対しては広域に対応が求められるとのことだが、政令都市大阪市としてどのような対策を検討されているのか、具体的に明らかにすること。

(2) 大阪市はこの間行政のスリム化として職員を削減してきたが、大きな災害が起こった際にどの程度機能を発揮できるのか明らかにすること。また、防災のための職員体制を充実させ、その要となる危機管理室の体制を抜本的に強化する必要があると考えるが、その点についてどのように考えているか明らかにすること。

(3) 災害対策の中心となる区役所ではこの間職員が削減されるとともに、民間の派遣社員が窓口業務を行うなど、災害時にどれだけの職員が対応できるのか不安視されている。また、職員削減で職員は日々の仕事に追われている状況である。そのような状況で区役所は災害時にどれだけの対応ができるか明らかにすること。

(4) 大阪メトロの災害時の乗客の避難に万全に対応するために大阪メトロの職員削減をやめること。災害発生時の対応についてどのように計画されているか明らかにすること。また株主として大阪市が大阪メトロに対してどのような権限があるか明らかにすること。

(5) 2022年3月に策定した「大阪市水道施設基盤強化計画」の進捗状況を公表すること。

(6) 大阪の大型災害に対して避難所等の現状についてどうなっているのか明らかにすること。

①現在大阪市で確保されている避難所の数と収容人員について明らかにすること。不足するとされている人たちの対応についてどのような対策を考えているのか、明らかにすること

②災害発生時の「トイレの確保・管理計画」はどうなっているのか？

③「感染症防止の3密対策」、「冷暖房・換気 設備の設置計画」、「ダンボールベッドの確保」についての取り組み状況を示すこと。

④避難所となっている学校のトイレはその多くが和式のままとなっている。多くの高齢者が利用

するにはふさわしくないとと思われるが、どのように考えられているのか、また、洋式への改修の進捗状況について明らかにすること。

(7) 南海トラフ地震などによる防波堤の沈下、液状化の現状をどのように考えているのか。防潮堤の耐震・液状化対策計画は令和5年度末での完了となっているが、進捗状況について明らかにすること。

(8) 関西電力の筆頭株主として、原発再稼働に反対し、脱原発を提案すること。

(9) 改正災害救助法では「救助実施市」制度を定めていることは承知の事実であるが、大阪市は「予定はない」となっている。しかし、災害はどんな形で発生するかは未知数である。いつ、どんな形で災害が起こっても市民に対して最善をつくすことが必要である。そのために速やかに「救助実施市」を国に申請すること。また、申請をしないと考えているならその理由を明らかにすること。

(10) 地域の学校はその地域の避難所としての役割を持つが、今大阪市が進めようとする市立小学校の統廃合は災害時の避難所としての活用ができなくなる可能性がある。その観点から統廃合を中止すること。

(11) 大阪市の「福祉避難所」の現状についてどうなっているか。指定状況について明らかにすること

4. 住民自治を発展させ、市民のくらしを守るために

(1) 市民に知らせることなく区役所業務の民間委託がすすめられているが、現時点でどのような業務が民間委託されているか明らかにすること。また、区役所業務の民間委託化は中止し、市民サービスを充実すること。

(2) 水道事業の民営化を行わないこと

(3) 区制会議の公募委員の定数を増やすこと。その際には女性の参画の数が一定数になるようにすること。

5. 地域での次世代育成を支援し、生涯安心して暮らせる地域保育・福祉施策の推進を。

～児童福祉・保育、障がい者福祉、地域福祉、高齢者福祉～

<保育>

(1) 公立保育所において市として以下のことを実現すること

① 2017年12月に発表された「公立保育所のあり方」を見直し、公立保育所が地域の子育て支援の拠点としてセーフティネットの役割を充分果たすため、民間移管計画・休止計画を直ちに中止すること。

② 現段階で保育士の複数の欠員が生じている保育所があると聞いている。現在の各保育所の欠員状況を明らかにすること。また、保育士の欠員はこどもの命と安全に直結するため、ただちに欠員補充を行うこと。産休育休対応職員をプールして必要な保育所に直ちに配属できるようにすること。

③ 緊急時に早急に対応できるよう、または、確認や連絡が保育を妨げずに行えるように保育所の各保育室と事務所、給食室をつなげる内線電話を各保育所に設置すること。

④ 全ての保育所に正規職員で看護師を配置すること。

⑤ 大阪市のほとんどの職場で職員一人1台のパソコンが準備されているにも関わらず、保育所では

保育士の数に対して数台しか設置されていない。そのため保育計画などの作成業務に支障が出ている。パソコンの不足について全市立保育所で調査し、配置を行うこと

(2) 保育環境の安全性を確保するため市として以下のことを実現すること

①待機児童の解消は公的保育の新設・増設で行うこと。

②「庁舎内保育施設」の設営について、地下に設営されているなど保育環境が劣悪な区について早急に改善すること。

③地方裁量型認可化移行施設を導入しないこと。

(3) 保育施策の拡充をもとめ、以下の事項を強く国に要望すること

①処遇改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士の全員に支給できるよう制度を拡充すること。また、処遇改善Ⅱの支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞くこと。

②こどもの安全性を危うくする規制緩和を中止し、施設型、地域型の別を問わず、配置基準上の保育士は、保育士資格を持つ者とする。

(4) 保育所の入所について

①すべての3歳児が継続して保育されるようにすること。

②きょうだいと同じ施設に入所できるようにすること。

③親の就労の有無に関わらず、障がいがある子どもが入所できるようにすること。

(5) 今年度、市立幼稚園を2園認定こども園として運用しているが、正確に運用状況を公開すること。

(6) 子どもたちの安全と健康な発達を守るため、国の対応を待たず、市として独自に保育士の配置基準を0歳児2:1、1歳児4:1、2歳児5:1、3歳児10:1、4~5歳児15:1にすること。また、配置基準を引き上げたことにより待機児が増えることの無いよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。

(7) 保育士の雇用を継続し、安定した運営で年度途中の保育需要に対応するため、定員割れした場合の運営費減収分を補う運営費補助制度を半年以降も拡充すること。

(8) 看護師配置について、すべての保育所に園の持ち出しなしに、正規職員で看護師を配置出来るよう市として財政措置すること。

(9) 感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充すること。

(10) 障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ、専門職として配置できるよう補助金を増額すること。また、手帳の対象にならない子どもでも多様な配慮が必要な事例が増えている現状に対応し、十分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配を行うこと。

(11) 「障害児保育巡回指導講師派遣事業」の講師を増員するなど、必要とする全ての子どもたちへの支援ができるよう制度の拡充を行うこと。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けること。

(12) 保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行うこと。

①アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対して人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対し、補助金等の措置を講じること。

②栄養士の加配については必要とする全ての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置出来るよう

にすること。

(13) 安全に散歩等戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じること。

(14) コロナ禍で保育を継続して担っていた保育士を含む全保育所職員を「慰労金」の支給対象としてもらえるよう、国に訴えること。また、大阪市として特別給付金を支給すること。

(15) 保育士不足な中、現場にさらなる負担を生み、子どもの命や健康に影響を及ぼしかねない「子ども誰でも通園制度」の試行的事業について、大阪市としての取り組みや見解などを明らかにすること。

(16) 職場に対立と分断を生みかねない不十分な『保育人材確保対策事業の拡充』を改善し、一時金の対象を保育士はもちろん、調理師や看護師など全職員にするとともに、経験年数に関わらず支給できるものにすること。

<乳児院・児童養護>

(17) 乳児院・児童養護施設におけるコロナやインフルエンザの感染時に、体調がすぐれない職員やインフルエンザ、新型コロナウイルスの陽性の疑いのある家族を持つ職員が安心して休め、かつ、定められた職員配置基準を下回ることがないよう、大阪市として緊急の職員加配に伴う予算措置を講じること。

(18) 災害時や感染症流行時においても安全を確保し、子どもの命と人権が守られるよう、乳児院、児童養護施設の職員配置基準を見直すこと。

(19) 実態に則していない職員配置基準による人手不足のため、やむを得ず法人が独自に職員を採用する際に必要とする人件費に対し、大阪市として独自に予算措置を講じ、乳児院、児童養護施設における深刻な人材不足の解消のため、大阪市として早急に新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。

(20) 夜間業務を伴う職員のみとなっている乳児院・児童養護施設職に対する処遇改善加算について、全職員を対象とするよう国に要望すること。

(21) 困難を抱えて生活する子どもたちが増えている乳児院・児童養護施設において、子どもの実態に則した養育ができるよう改善すること。

(22) 一時保護の単価を、生活費だけでなく委託費全体を、措置児並みに引き上げるよう、国に要望するとともに、大阪市として加算額を増額すること。

(23) 様々な通信機器などパソコンにかかる費用やシステムの事務経費を予算化すること。

<障害児・者>

(24) 通所事業・訪問事業・利用施設・生活施設を問わず、すべての障害児・者関連職場で働く職員が新型コロナウイルスに感染したかどうか疑わしいときにすぐに検査ができるよう、抗原定性検査キットを配布すること。

(25) 災害時や感染症流行時でも、利用者の命と安全、人権が守れるよう、障害児・者施設の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。

(26) 障害児・者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費

補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。

(27) 障害児生活施設について、以下のことを実現すること。

①障害児入所施設における職員配置基準を、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。また、大阪市としても職員が増員できるよう、予算措置を講じること。

②18 歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を大阪市として増員すること。

③看護師・臨床心理士などの専門職員配置のための予算額を引き上げるよう、国に強く要望すること。また、大阪市としても、専門職員配置のための予算措置を講じること。

④入所理由の第1位である虐待児童の心のケアのため、臨床心理士の配置を児童養護施設と同じく義務付けること。

⑤小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう予算措置を講じること。

⑥サービス継続支援事業補助金について、金額を児童養護施設並みに引き上げるよう、国に要望すること。また、大阪市としても補助金を支給すること。

(28) 障害者共同生活援助（グループホーム）について、以下のことを実現すること。

①24 年度報酬改定で支援区分 5、4、3、2 の利用者支援の報酬が削減された。大阪市として早急に実態調査をおこない、国に対して制度改善を要望すること。

②リスクの高い1人夜間支援体制を改善し、複数体制がとれるよう、大阪市独自の職員配置をおこなうこと。

③グループホームでの職員による利用者虐待が増え続けている。現場では強度行動障害の利用者と1対1で長時間の対応が必要な場面が多い。大阪市として、グループホームに特化した虐待防止策について労働組合と協議し、策定すること。

④求人を出しても問い合わせすらなく、入職しても3日、1週間で退職するケースが多くなっている。職員定着の1つとして、人件費部分の大阪市として独自加算をおこなうこと。

(29) 自立訓練（機能訓練）の職員配置基準は6対1となっているが、視覚障害者に対する訓練は歩行訓練や日常生活動作訓練など1対1でおこなうものが多い。訓練を安全かつ効率よくおこなうためには職員配置基準を1対1にする必要があるが、まずは2.5対1以下に改善するよう国に要望すること。また、大阪市独自に職員を加配すること。

(30) 早川点字図書室について、以下のことを実現すること。

①来年度の契約更新では、プロポーザル方式から随意契約方式に戻すこと。

②正規職員を雇用できるよう、委託契約額を大幅に引き上げること。

(31) 日本ライトハウス情報文化センターについて、以下のことを実現すること。

①国から12名分の人件費を含む補助金が支給されている情報文化センターに対して、大阪市の補助金条例を理由に、支給されている補助金と同額の独自財源を法人に求めることをやめること。

②情報文化センターの情報化対応特別管理費を、ボランティアへの謝礼や独自に雇用している専門職員の人件費に充てられるようにすること。

(32) 全区への手話通訳者・相談員の設置に向けての検討内容、進捗状況を明らかにすること。また、聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業との連携について、必要に応じて当事者、事業受託団体との協議を実施すること。

＜高齢者施設・在宅介護関係＞

（３３）すべての高齢者施設・介護事業所の利用者・職員に対し、新型コロナウイルスに感染したかどうか疑わしいときにすぐに検査ができるよう、抗原定性検査キットを配布すること。

（３４）災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切におこなわれるよう、災害時と感染症対策用にセンターを設け、専任の職員を配置するなど体制を整えること。

（３５）大阪府と連携して、災害や感染症の発生時に高齢者を避難、隔離できる福祉避難所を整備すること。

（３６）災害や感染症の感染拡大による利用自粛等による減収を補填すること。

（３７）新型コロナウイルス感染症による消毒等の業務過重を軽減するための職員の増員等のための財政支援を講じること。

（３８）高い感染リスクを抱えながら日々業務をこなしている職員に大阪市として特別手当を支給すること。

（３９）訪問介護の感染者・濃厚接触者宅へのサービス提供にあたっては、従事者と家族の安全を確保するため、ホテル等の宿泊が可能になるよう、支援策を講じること。

（４０）体調の悪い介護職員が気兼ねなく休みが取れるよう、職員の増員のための財政支援を講じること。

（４１）夜勤の介護職員の体制を強化するために、支援策を講じること。

（４２）利用料等の負担を軽減するための支援策を講じること。

（４３）人材不足の背景にある低い賃金を引き上げるため、財政支援を講じること。

（４４）４月の報酬改定で訪問介護事業の報酬は大きく削減されました。在宅介護で大きな役割を果たしている訪問介護事業で閉鎖や統合、倒産が増えています。

大阪市の訪問介護事業を継続させていくために、事業への支援策を早急に実施するとともに、国に対して、介護報酬の引き上げを強く要望すること。

＜社会福祉協議会＞

（４５）大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会交付金は、高齢化・孤立化がすすむ地域福祉活動支援や災害時においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、過去の減員回復、人口規模に応じた加配など行い、地域を支えられる正規職員を増員すること。

（４６）大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げを行うこと。

（４７）コミュニティーソーシャルワーカーは、各区で複数以上の正規で配置できるようにすること。

（４８）要介護認定・障害支援区分認定調査事業公募は、短期のプロポーザルは改め、現員現給制の予算措置を行い、正規職員の増員により労働者の定着と安定した調査ができるようにすること。

（４９）日常生活支援事業（あんしんさぽーと事業）は独居高齢者、生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性をふまえ、継続的に高いスキルを担保できる職員が確保でき、利用者の権利が守られるよう国に対しても要求を行い正規職員の大幅増員を行うこと。

(50) 生活支援体制整備事業の居場所づくりや生活支援サービスの創出は、高齢者だけでなく、障がい者、子どもの分野にいたるまで社協が行う本来業務であり、2層コーディネーター配置と事業拡大はコーディネーター任せにせず、大阪市・区役所・社協全体で取り組むこと。2層コーディネーター配置にあたっては、コロナ禍で集い場が閉じてしまうなど、再開に向け厳しい状況も踏まえ安定的に働き続けられるよう正規職員の予算措置を行うこと。

＜学童保育＞

(51) 大阪市留守家庭児童対策事業(以下学童保育)は2015年「子ども子育て支援法」に基づく事業として位置づき、大阪市において条例で定められている。学童保育は、「児童いきいき放課後事業(以下いきいき事業)」の補完的なものではなく、いきいき事業と並んで子ども達の放課後に欠かせない事業であり、大阪市が責任を持って運営していくべき事業である。大阪市の放課後施策として「学童保育」「いきいき事業」を、それぞれが目的の違う独自の事業として充実させること。

(52) 地域の中で放課後児童クラブを開設する大阪市においては、国の運営費予算には含まれていない家賃等の経費について、保護者が支払う保育料で負担している。保育に欠ける児童を出さず、放課後児童クラブの利用を希望する家庭が高額な費用負担を理由に利用断念しないで済むよう、補助金の大幅な増額をすること。

(53) 放課後児童クラブ職員の処遇を改善し、安定した雇用形態にする事は、子どもとの安定的・継続的な関わりを保障し豊かな生活づくりにつながる。放課後児童クラブ職員が安心して働き、継続して専門性を高め公共性を発揮できるよう、すでに国の補助条件を満たしている大阪市の放課後児童クラブへ、職員の処遇改善を目的とした「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を活用し、大阪市としても予算化すること。

(54) 放課後児童支援員の複数配置を進めるには、放課後児童支援員の処遇改善が必要である。児童数が19人以下でも20人以上でも安定的に複数配置できるように、児童数が19名と20名で大きく違う現状の補助金格差を是正し、19名以下の施設への補助金の底上げをすること。

(55) 「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の放課後児童支援員資格者(認定研修修了者)の経験年数の考え方は、大阪市において、前クラブの勤務歴は含まれず、当該クラブのみの勤続年数とされている(複数のクラブを有する事業者間の異動は継続可)。しかし、本来放課後児童支援員資格は個人に与えられるもので、前クラブにおいて積み重ねられた経験は、施設のより良い保育に反映されます。放課後児童支援員の経験年数の積算根拠を、国同様に以前の放課後児童クラブで就労した勤務実績も通算実績として、認めること。

(56) 放課後児童クラブが、不安なく施設改善や移転を進められるように、国の「放課後児童クラブ運営支援事業(賃借料補助・移転関連費用補助)」などを、国の基準に合わせて大阪市で予算化し、財政的支援をすること。

(57) 大阪市において、シングル家庭や貧困家庭は増加傾向にある。働くことによって保育に欠ける家庭になるにもかかわらず、高額な保育料ゆえに入所できない状況が生まれている。

困窮する世帯に対して、保育料の減額などを大阪市独自で新規予算化すること。

6. 淀川左岸線について

(1) 当初予定以上に予算が膨れ上がっており、安全面からみても懸念される。ただちに建設を中止すること。

7. 憲法、子どもの権利条約を守り生かす教育行政を

(1) 子どもの貧困対策を充実させること。

「令和 5 年度大阪市子どもの生活に関する実態調査 調査報告書〔大阪市 24 区版〕令和 6 年 3 月大阪市 調査研究受注者 公立大学法人大阪 大阪公立大学」は、「Ⅲ. 総合考察」で、「生活保護受給率は前回 3.4%、今回 1.8%、5 歳児でも前回 2.1%、今回 1.4%と下がっている。…就学援助を利用している割合は、前回 20.0%、今回 14.9%と下がっている。」と指摘し、「対応すべき課題」、「具体的な施策」として、「1. 就学援助の受給率向上」、「2. 教育費および「隠れ教育費」の軽減」をあげている。

①就学援助制度の捕捉率を上げること。就学援助の費目を拡大すること。

②「授業料無償」に加え、「修学費無償」（学校に通うために必要な教育費）が先進国の施策であり、通学手段や交通費も含む「教育費完全無償」が目指されています。教材、絵具、リコーダー、制服、体操服、ランドセル、指定カバン、遠足、修学旅行、クラブ活動、筆記用具、学習用ノートなどの自己負担をなくし教育費完全無償化を実現すること。

③大阪・関西万博開催によりバス代高騰が学校園に通告されています。万博開催による保護者の負担増に対して、大阪市として軽減措置を行うこと。

(2) 幼稚園・小学校・中学校統廃合をやめること。大阪市の独自措置で、中学校の 35 人学級、さらに、小・中学校の 30 人学級を実現すること。幼稚園、幼稚園型認定こども園を 25 人学級とすること。

(3) 教職員の業務軽減、「学力向上支援チーム事業」および「研究授業」の負担軽減について

①「教育ブロック指導担当主事」や「スクールアドバイザー」から構成される「支援チーム」が小中学校を定期的に訪問する「学力向上支援チーム事業」について、各学校の研究部が行う「研究授業」とは別の授業支援の内容として行われる、「効果検証授業」（年間 3 回の授業参観）及び「若手教員（1～5 年目、常勤講師等）への直接指導による研修」が、日々の授業準備や校務分掌、研修などで多忙な教員に対して、授業指導案の作成など、さらなる負担を強いている現状がある。「学力向上支援チーム事業」の内容を各学校の現状に合わせて、訪問回数や若手教員の研修などの負担を減らす措置を速やかにとること。

②各学校での研究授業の取り組みにおいて、「スクールアドバイザーの意見により授業予定日の数日まえに内容が変更され、前日に 22 時過ぎまで学校に残って授業準備を行った。」、「若手研修の参観授業と学年の研究授業の年間 2 回の研究授業を行った。」、「学年の研究授業、行政区内の研究授業の年間 2 回の研究授業授業者を行い、大きな負担だった」など、各学校で行われている研究授業は授業者の業務上の大きな負担になっている。

また、「学力向上支援チーム事業」などの導入により、特に若手教員は年間複数回の「研究授業」を行うことが多くなっている。多い時には 6～8 ページ程度（約 5000 字～約 7000 字）に及ぶ「授業指導案」の作成と、他の教員と指導案について話し合う「指導案検討会」などの会議も行い、意見も取り入れながら添削・再検討などを行うため、「授業指導案」の作成だけでも

膨大な時間がかかる。そのため、多くの教員は休日などの勤務時間外に「授業指導案」の作成を行うことになる。また日々の担任業務・校務分掌の仕事も並行に行いながら、研究授業の準備を行うため、授業者は必然的に時間外の勤務を行うことが当たり前になっている。加えて、若手研修や行政区内の研究授業（スクールアドバイザー、行政区の研究部等による授業参観・公開授業）が重なると、年に数回の研究授業（授業参観・公開授業）を行うことになり、その都度、授業準備を行うことになる。

一方で、大阪市教育委員会の「第2期 学校園における働き方改革推進プラン」の方針（1か月の時間外勤務時間が45時間を超えない。1年間の時間外勤務時間が360時間を超えない等）や、令和6年9月30日「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日中央教育審議会）を踏まえた取組の徹底等について通知します。」（文科初第1293号）において、「十分な生活時間や睡眠時間を確保し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることを可能にするため、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する、いわゆる「勤務間インターバル」の取組が進められており、民間企業においては、平成31(2019)年4月より事業主の努力義務とされている。また、国家公務員や地方公務員についても、11時間を目安とする勤務間インターバルを確保するための取組が進められている。」（通知文・P32）・「その際、上限指針においては、「本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない」とあることから、「勤務間インターバル」の確保に取り組むに当たっても、同様の考え方で取り組まれる必要がある。」（同P32）と通知しており、教職員の長時間労働の是正や「11時間を目安と留守勤務間インターバル」の確保が大阪市内の各学校園においても強く求められている。

教職員が「十分な生活時間や睡眠時間を確保し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることを可能にするため」、長時間勤務や「業務の持ち帰り」での指導案作成が当たり前になっている「研究授業」の進め方を抜本的に見直すこと。

- ③大阪市教育委員会の「学力向上支援チーム事業」の取り組みにおいては、各小中学校で1名選出する「対象教員」（スクールアドバイザーによる授業力向上への支援を重点的に受け効果検証の対象とする教員）と「対象教員」の担当する1学級に対し、年間3回の「授業参観」（実質の「研究授業」）と意識調査等を行う「効果検証」授業は、多くの小中学校では、若手教員が担当している。これら「効果検証」授業は、年間3回の指導案作成と「授業参観」を行うため、ただでさえなれない業務を日々進めている若手教員には大きな負担となっている。また、ある若手教員からは「スクールアドバイザーから年3回の授業の内、1回は略案（1～2ページ）ではなく細案（4ページ以上）の指導案を書くように求められた」という声もあった。これら実態は、若手教員の「時間外勤務」の抑制や「インターバルタイムの確保」をさらに難しくしている。若手教員への負担を強いる「効果検証」授業を速やかに廃止すること。

（4）障害児教育について（障害児教育部）

- ①障害者権利条約の趣旨に則り、障害のある子どもの能力を最大限度発達させるインクルーシブ教育を実現するための基礎的環境整備を、行政機関の責務として進めること。

- ②特別支援学級に在籍している、あるいは入級を希望している子どもとその保護者に、特別支援学級からの退級や入級意向の取り下げ等、学びの場の変更の強要は行わないこと。特別支援学級担任・通常学級担任ならびに特別支援教育コーディネーター・通級指導教室担当教員を含む教職員に、学びの場の変更を保護者に促すような役割を課さないこと。市教委としての保護者向けの説明会や、相談窓口を設置すること。
- ③これまで大阪市教委は「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を標榜し、障害のある子どもたちへの特別支援学級での実践を疎かにしてきた経緯がある。通知を受けた方向性の変更があるならば、これまでの経緯と変更の理由について説明をすること。また、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育により、実践研究や人事面において障害児教育実践の蓄積が大きく阻まれてきたことを鑑み、子ども、保護者や学校現場に混乱が起きないような形で、子どもの発達に応じた障害児学級（特別支援学級）での実践の充実を、市教委として進めること。
- ④特別な教育的ニーズのある子どもの学びの場の決定にあたっては、文科省 2022 年 4 月 27 日通知に示された学びの時間や、文科省 2013 年 10 月 4 日通知で示される「障害の種類及び程度」を入級制限するものとして扱うことなく、子どもや保護者が必要とする教育的ニーズに応じた就学・入級の相談・決定を行うこと。特に LD・ADHD 等の発達障害の子どもにおいても、子どもの実態に即した特別支援学級での学習を必要とする場合には、特別支援学級への入級も可能とし、その旨を各校にも周知すること。
- ⑤通級指導教室を開設する学校において、特別支援学級からの学びの場の変更の強要が行われないようにすること。通級指導教室の設置を「受け皿」にするような特別支援学級への入級抑制、特別支援学級からの安易な学びの場の変更を行わないこと。
- ⑥特別支援学級からの学びの場の変更や在籍する障害種別の変更等にともない、特別支援学級の設置に大幅な減少が生じた場合は、指導・支援体制の維持・改善のための加配教員の配置を行うこと。
- ⑦次年度の特別支援学級設置計画にあたっては、障害種別による学級設置と既定の学級定数を遵守すること。また、学校からの申請に基づき、障害種別での在籍が 1 人の場合もその種別での学級設置を行うこと。障害の重複する児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申請を十分に尊重して行うこと。
- ⑧特別支援学級の編制にあたっては、同一学年での編制を原則とし、複式学級となる場合は、8 人を超えている学年を含めずに編制を行うこと。但し、算出された学級数の内において、各学校の教育課程編成による学習や生活の集団編成については、各校の判断に委ねること。
- ⑨特別支援学級の 1 学級あたりの子どもの数が 6 人を上限とすることを、大阪市の施策として進めること。重度障害のある子どもの在籍する学校に加配を行うこと。
- ⑩通級による指導担当教員を全校に配置し、指導を実施できる体制を整えること。通級による指導を利用する児童・生徒が 13 人に満たない場合も、教員配置を行うこと。また、利用が多数の場合は、担当教員の複数配置を行うこと。
- ⑪障害のある子どもの学びの充実を各校で進めるためにも、特別支援教育コーディネーターを専任で配置すること。専任配置にあたっては、教員加配を行うこと。
- ⑫特別支援教育サポーターの増員をすること。
- ⑬特別支援学級在籍者を含めると定数を超える通常学級に対して、加配を講じること。

⑭看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を必要に応じて配置すること。

⑮障害のある子どもの学校生活や学習に必要な機器や物品の整備を、教育委員会の責任で行うこと。

ア、特別支援学級の設置数に応じた教室を確保すること。通級による指導を行う教室を、通常教室と同様の規模で確保すること。

イ、通級による指導に必要な環境整備に係る予算を開設校に配当すること。

⑯大阪市域での支援学校の新設を、大阪府教育委員会に働きかけること。

⑰障害のある子どもが学校生活を送る上での合理的配慮について、本人ならびに保護者が申し立てをおこなう窓口を明らかにすること。その上で、当該申し立て内容が、教育行政の過重な負担にあたるかを学校・教育委員会としてすみやかに判断し迅速に対応すること。ただちの解決が困難な場合においても、申立者との継続的・建設的な対話を通して、当該要望が実質的に実現するよう努めること。

⑱障害のある子どもに対する合理的配慮の不提供の是認、差別の温床になることが懸念される「学校安心ルール」を、即時に廃止すること。全ての子どもたちの発達が保障される教育の実現のために、学力テスト体制や「学校安心ルール」等による管理教育を改め、少人数学級の実現、教職員の増員等による学校教育の充実を進めること。

(5) 学校給食について（栄養教職員部）

①中学校給食は、学校調理方式が円滑に進むよう条件整備をおこなうこと。当面、中学校実施量にみあった食器の改善を行うこと。

②学校給食は民間委託ではなく、自校直営方式を貫くこと。

③食育の一貫である給食では、生産者の顔が見える地場産の食材を取り入れ、有機野菜の活用も進めること。小麦についても国産を使用すること。

④ポリカーボネイトの食器ではなく、日本の文化を育むことのできる食器に変更すること。三つ切り皿では、献立にふさわしい配膳ができないうえ、食器を持って食べることもできないので、個々の献立に合わせた食器に変更すること。

⑤アレルギー対応の除去食については、より安全に実施する為、中学校給食で使用している個別対応容器を小学校にも導入すること。また、米粉パンの導入も進めること。

(6) 子どもの保健と健康に関して（養護教職員部）

①就学時健康診断は市教委の責任において実施し、小学校の教職員に業務を押し付けないこと。検診業者への委託や医師会と連携した実施を検討すること。

②養護教職員を全校に複数配置すること。「預け加配」を拡大すること。特に、中規模から大規模校への配置や若手養護教諭への支援としての加配を行うこと。

③子どもの命と心の安全安心にかかわる設備として、全ての学校で保健室と教室間をつなぐインターフォン（内線電話）を設置すること。

④定期健康診断において検診検査を補助する要員を派遣すること。

(7) 女性教職員の権利、代替配置について（女性部）

①妊娠中の体育実技・負担軽減措置について、妊娠判明時（本人申請）から非常勤講師を必ず配置すること。

- ②妊娠障害休暇を 14 日間に戻すこと。妊娠者の体育実技軽減講師を配置すること。
- ③産休・育休講師を市の責任としてすみやかに未配置を解消すること。
- ④感染症の防止の観点から、妊娠中の女性労働者に対する特別休暇を創設すること。
- ⑤育児部分休業は、府に準じて 15 分単位にすること。

(8) 学校事務職員について（事務職員部）

- ①学校事務職員の採用を継続して行い、小・中学校へ複数配置すること。年度当初、年度途中とも欠員が起こらないようにすること。産育休の代替は、本務事務職員を配置すること。
- ②学校事務職員に職制を導入しないこと。
- ③市教委や学校運営支援センターが本来すべき説明会や研修等の業務を「共同学校事務室」に肩代わりさせないようにすること。
- ④臨時的任用職員・任期付職員の最高号給賃金を府費臨時主事と同等のレベルに引き上げること。
- ⑤学校園における「働き方改革」に学校事務職員の働き方改革を示すこと。

(9) 臨時教職員について（臨時教職員部）

- ①大阪市の労働条件（給与・待遇など）が講師の任用にも大きく影響している。労働条件の悪化は、正規採用だけではなく、「講師の不足」にも影響して、それが教職員の「定数不足」、人員不足が発生する原因となっており、学校現場の大きな負担になっている。直ちに講師の待遇改善を行い、大阪市中で教職員として働きやすい環境を整えること。
- ②学年主任や学級担任を担当するなど、正規教員と同じ職務を担っているにもかかわらず、講師であることが理由で給料表が「1 級」に格付けされている実態をなくし、厚生労働省のガイドラインでも示されている「同一労働・同一賃金」や「職務給の原則」の考え方に基き講師の給料表を速やかに「2 級」にすること。
- ③大阪市中での講師経験が優遇されるように、「大阪市教員採用選考試験」での優遇措置を大幅に拡大すること。
- ④現職講師の受験者の採用選考試験の試験日については、学期中もしくは学期末の繁忙期を避けて、夏季休業中（7 月 21 日～8 月 24 日）の平日も含めた期間に実施すること。
- ⑤大阪市立の学校園において、数年にわたり講師として在職経験があり、かつ何年も連続して「大阪市教員採用選考試験」を受け続けている現職講師については、「教職大学院推薦特別選考特例」や「大阪市教師養成講座修了者特例」と同等の扱いとし、1 次試験のすべてを免除し、2 次試験からの選考とすること。
- ⑥文部科学省、令和 5 年 5 月 31 日「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について方向性の提示」の方針により、（令和 7 年度）採用「大阪市教員採用選考試験」も 6 月から実施されることになった。5 月～6 月は学校現場で働いている現職講師にとっては、宿泊行事や運動会などの学校行事と重なる繁忙期にあたり「教員採用選考試験」に万全の準備をして臨めない。特に「教員採用選考試験」の「大阪市現職講師特例」の試験日程について 5 月～6 月の繁忙期避けて行うこと。
- ⑦令和 5 年 5 月 31 日、文部科学省通知「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について 方向性の提示」、「臨時講師等をしながら受験する者への配慮について」（P7）で「各教育委員会において、教員採用選考試験の 1 次試験合格者等については、翌年度の当該試験を

免除することにより、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫が考えられます。」と示されている。2021年度(令和3年度)採用「教員採用選考テスト」で廃止された「前年度1次合格者特例」を復活させること。

- ⑧令和5年5月31日、文部科学省通知「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について 方向性の提示」の「臨時講師等をしながら受験する者への配慮について」(P7)では、「各教育委員会において、教職経験者を対象とした現職教員としての経験を適切に評価する特別選考を導入・活用する等により、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫が考えられます。」と示されている。「大阪市現職講師特例」の合格率が毎年約30%に抑えられている現状を改善し、経験のある現職講師を多く採用できる教員採用制度に改善すること。
- ⑨非常勤講師の給与、「時間額 2890 円」を「時間額 5000 円」以上に大幅に増額すること。また、試験の作成、採点に要する時間も勤務時間とすること。
- ⑩近年不足している臨時講師を確保するため、10月に教員採用試験で合格判定がでた大阪市内で現職講師として働いている「定数内講師」を次年度の4月の任用を待たず、年度の途中で採用するなど、新たな採用制度を検討すること。

8. 介護保険・高齢者福祉などについて

(1) 厚生労働省の人口動態統計によると、5類になった2023年5月～24年4月の1年間で、新型コロナの死者数が計3万2576人に上った。65歳以上が約97%を占めている。大阪市の実態は把握されているのか。死者数と65歳以上の割合を明らかにすること。

(2) 警察庁のまとめによると、今年1～3月に自宅で死亡した独り暮らしの高齢者が1万7034人だった。1年間の死者数は単純計算で約6万8000人と推計される。65歳以上が全体の8割近くを占める。大阪市の実態は把握されているのか。明らかにすること。

(3) 第9期の大阪市の介護保険料基準額は全国一高いが、大阪市として第10期に向け公費を入れて引き下げようようにすること。

(4) 今年度の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬を2～3%引き下げた影響で、訪問介護事業所の廃止が広がっている。今年度上半期の大阪市内の廃止件数を明らかにすること。

(5) 補聴器の購入や带状疱疹のワクチン接種に公費による補助制度を創設すること。

(6) 物価高が続く中、夏季の上下水道の基本料金を減免すること。

(7) 2023年度の敬老優待乗車券の行政区別取得数と取得率を明らかにすること。

(8) 今年12月2日の健康保険証の新規発行停止について、自民党総裁選挙で時期の見直しに言及する候補者もいて混乱しているようだが、後期高齢者医療保険を含め大阪市の現状と見通しについて明らかにすること。5月～6月に実施した厚生労働省のパブリックコメントでは、マイナ保険証に対して不安視する意見が多数あったり、申請によらず「資格確認書」を発行するとか、被保険者と医療関係者に不安と混乱を招き、自治体職員に過重労働を強いて無駄な費用が発生したりと問題だらけである。

(9) 大阪市として厚労省に紙の健康保険証を残すよう要請すること。

9. 労働福祉行政の改善を図るために

(1) 前回「大阪市として賃上げを実施した企業へ助成金を出すなどの賃上げ助成制度を創設すること」「奨学金返済支援を行う企業に対し奨学金返済支援制度の創設を行うこと」との要望に対し、「回答をする部署がない」と市政外扱いになり未回答でした。大阪市が現在行っていない施策も市民からの要望があった場合は誠実に回答をすること。

(2) 私たちは大阪市で働く労働者の採用賃金を基本給時給 1,700 円以上(諸手当などを除いて)、非正規労働者も時給 1,700 円以上となるよう引き上げること。また、大阪市内で働く労働者の最低賃金が時給 1,700 円以上となるよう大阪市として賃上げを実施した企業へ助成金を出すなどの賃上げ助成制度を創設すること。

(3) 今年、徳島県知事は徳島県地方最低賃金審議会に最低賃金大幅引き上げの議論を行うよう繰り返し要請を行い 84 円もの引き上げを実現しました。大阪市も徳島県知事のように審議会に大幅引き上げの議論を行うよう要請を行うこと。

(4) 公共事業における公正な賃金・労働条件の確保のため、大阪市が発注する事業に関してはそこで働く労働者の賃金が時給 1,700 円以上、月 28 万円以上となるように「大阪市公契約条例(仮称)」を制定すること。また実際に大阪市からの発注した事業を入札した業者が労働者に対し、賃金をいくら支払っているのか把握すること。その際、「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に限らず、すべての業者に確認すること。

(5) 公正・公平な労働行政をおこなうこと。各種審議会について

- ①各種審議会委員は、幅広い労働界からの選出を義務付け、大阪労連からの委員を選出すること。
- ②1つの審議会で複数の労働組合代表を選出する場合は連合、全労連それぞれから選出すること。
- ③公募で選ばれている委員をすべて明らかにすること。また労働組合から選ばれている委員がいる場合は所属組合を明らかにすること。

(6) 奨学金返済支援制度

現在、大阪府が奨学金返済支援を行う企業へ奨学金返還支援制度を行っていますが、支援額も受付件数も少なく不十分な事業となっています。社会に出て働く若者の生活を支え、中小企業への支援ともなる奨学金返済支援制度の創設を大阪市も行うこと。

(7) 自衛隊への名簿提供について

- ①若者たちの個人情報自衛隊に提供しないでください。
- ②「除外申出」については、より広く市民に周知してください。
- ③どのように自衛隊に情報提供を行っているのか詳細を明らかにすること。

(8) 大阪府には商工労働部がありますが、大阪市には労働対策を担い所管する部局(課)がありません。さいたま市労働政策課、横浜市雇用労働課、北九州市雇用政策課などのように、労働者が安心して働ける環境や労働福祉の向上などの充実をさせるため、大阪市にも労働対策課(仮称)を設置すること。

昨年の大阪市の回答では、「労働相談は大阪府が行っています」と私たちの要望の趣旨から外れた回答でした。私たちは、労働相談は、大阪府ではなく労働基準監督署や労働局が所管していると理解しています。

私たちが要望している趣旨は、大阪市にも労働対策を担い所管する部局(課)を新しく設置していただきたいということです。労働対策には様々なものがありますが、国際都市である大阪市とし

て、近年急激に増えてきた東南アジアから日本に来ている若者たちへの職業紹介が必要となっていることから、彼らに対し、職業紹介や技能講習の実施を実現すべきだと考えます。

(9) 住吉市民病院跡地での新病院建設について

- ①住民説明会を早急に開催し、市民へ知らせること。
- ②住吉市民病院は小児周産期病院として充実した地域になくてはならない病院でした。新病院でも小児周産期医療の充実を図り、ベッドの設置、入院できる環境にすること。
- ③工事の完了時期は、万博・カジノの工事終了後と遅らせるのではなく、工事計画を進めてください。なにか進展しているのであれば明らかにすること。

(10) 物価高騰対策

この間の物価上昇は中小零細企業の経営を圧迫、私たち市民の暮らしにも大きな影響を与えています。現在、大阪市は物価高騰対策としてどのような支援制度を行っていますか？

また物価高騰対策を国・府まかせにするのではなく、大阪市独自として予算を組み、中小零細企業や市民への直接支援金制度を創設すること。

(11) 万博について

- ①夢洲でのメタンガス爆発防止対策と災害時の避難計画をより具体的に明らかにすること。
- ②大阪市として万博協会に対し安全対策をしっかりと行うよう求めること。
- ③夢洲での万博開催はただちに中止にすること。

(12) 学校図書館について

不登校児など子どもの居場所として学校図書館の果たす役割は大きいものがあるが、専任の職員がいないと常時開館することができない。改正された学校図書館法の主旨にのっとり、各校の図書館に専門・専任・正規の学校司書を配置すること。また現在の配置状況について明らかにすること。

(13) 大阪市立小学校の体育館にエアコン(空調設備)を早急に設置すること。実施計画の詳細、進捗状況を教えてください。